

スタッフが未使用の内服外用麻薬を破損した時は（錠剤の落下汚染等）

当事者



麻薬管理者に



報告する

1. 落下汚染・破損等した麻薬を回収する（現場は複数人で確認する）

麻薬の種類・数量を確認する

回収した麻薬は返却理由を添えて必ず薬剤部へ返却する

2. 麻薬管理者が他の職員の立会いのもとに廃棄

3. 麻薬破損申立書の提出

麻薬破損申立書は当事者が直筆で記載（証人が必要）

作成後、麻薬管理者へ提出

4. 調剤済麻薬廃棄届を保健所に提出

麻薬管理者が調剤済麻薬廃棄届を提出